

単品スライド・インフレスライド条項に 関する取扱いについて

～適正な価格変動リスクの分担に向けて～

都城市 総務部 契約課
都城市 土木部 技術検査室

単品スライド条項の概要

材料価格の著しい変動時に、発注者と受注者で価格変動分を適切に分担する制度です

制度の目的

受注者が一方的に価格上昇リスクを負担することを防止し、公平な契約関係を維持し、適正な工事執行を確保

適用条件

残工期が2ヶ月以上のすべての工事が対象となり、品目ごとの変動額が請負代金額の1%を超える場合に適用 ⇒ **中東情勢の変化等の影響がある**

場合には2ヶ月未満でも柔軟に対応

負担の仕組み

受注者は請負代金額の1%分を負担し、1%を超える部分について請負代金額を変更

【単品スライド】

実務上の重要ポイント

適切な事務手続きと期限の遵守により、円滑な制度運用を実現します

必要な事務手続き

納品書、請求書、領収書のいずれかの提出が必要
単品スライド分を除く精算変更を事前に完了

遵守すべき期限

受注者からの請求：工期末の2ヶ月前まで（中東情勢の変化等の影響がある場合には2ヶ月未満でも柔軟に対応）

発注者の協議開始通知：請求から7日以内

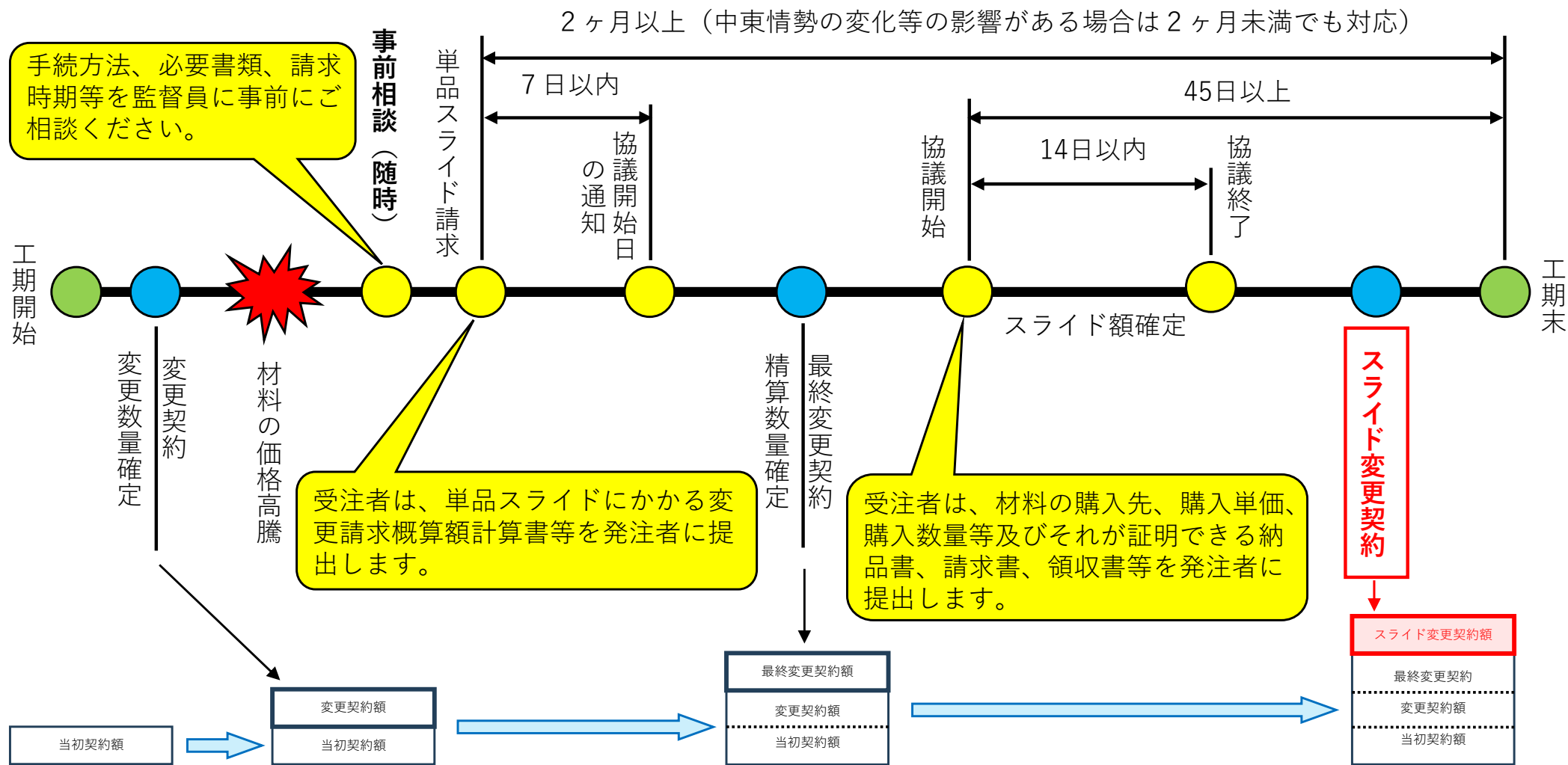
よくある質問

Q：対象材料は？ A：鋼材類、燃料油、その他主要材料。協議により決定

Q：価格基準は？ A：実際の購入価格と実勢価格の安い方を採用。購入価格が適当な価格であることを証明できる場合は、購入価格の採用も可

【単品スライド】

単品スライド条項の実施フロー



単品スライド額の算定は、最終的な全体工事費・契約数量をもって行うことが原則であることから、協議開始日までに、単品スライド分を除く精算変更を行う。

インフレスライド条項の概要

賃金等の急激な変動時に、発注者と受注者で価格変動分を適切に分担する制度です

制度の目的

急激な物価上昇などが発生した際に、賃金水準の変更があった時点で迅速に対応し、受注者の経営を保護しつつ、適正な工事執行を確保

適用条件

残工期が2ヶ月以上のすべての工事が対象となり、賃金等の変動額が残工事費の1%を超える場合に適用 ⇒ **中東情勢の変化等の影響がある場合には2ヶ月未満でも柔軟に対応**

負担の仕組み

受注者は残工事費の1%分を負担し、1%を超える部分について請負代金額を変更

実務上の重要ポイント

適切な事務手続きと期限の遵守により、円滑な制度運用を実現します

必要な事務手続き

出来高確認（既済部分出来形、搬入済み・工場制作済みの材料）を行う

遵守すべき期限

受注者からの請求：工期末の2ヶ月前まで（中東情勢の変化等の影響がある場合には2ヶ月未満でも柔軟に対応）

出来高確認：請求日から14日以内

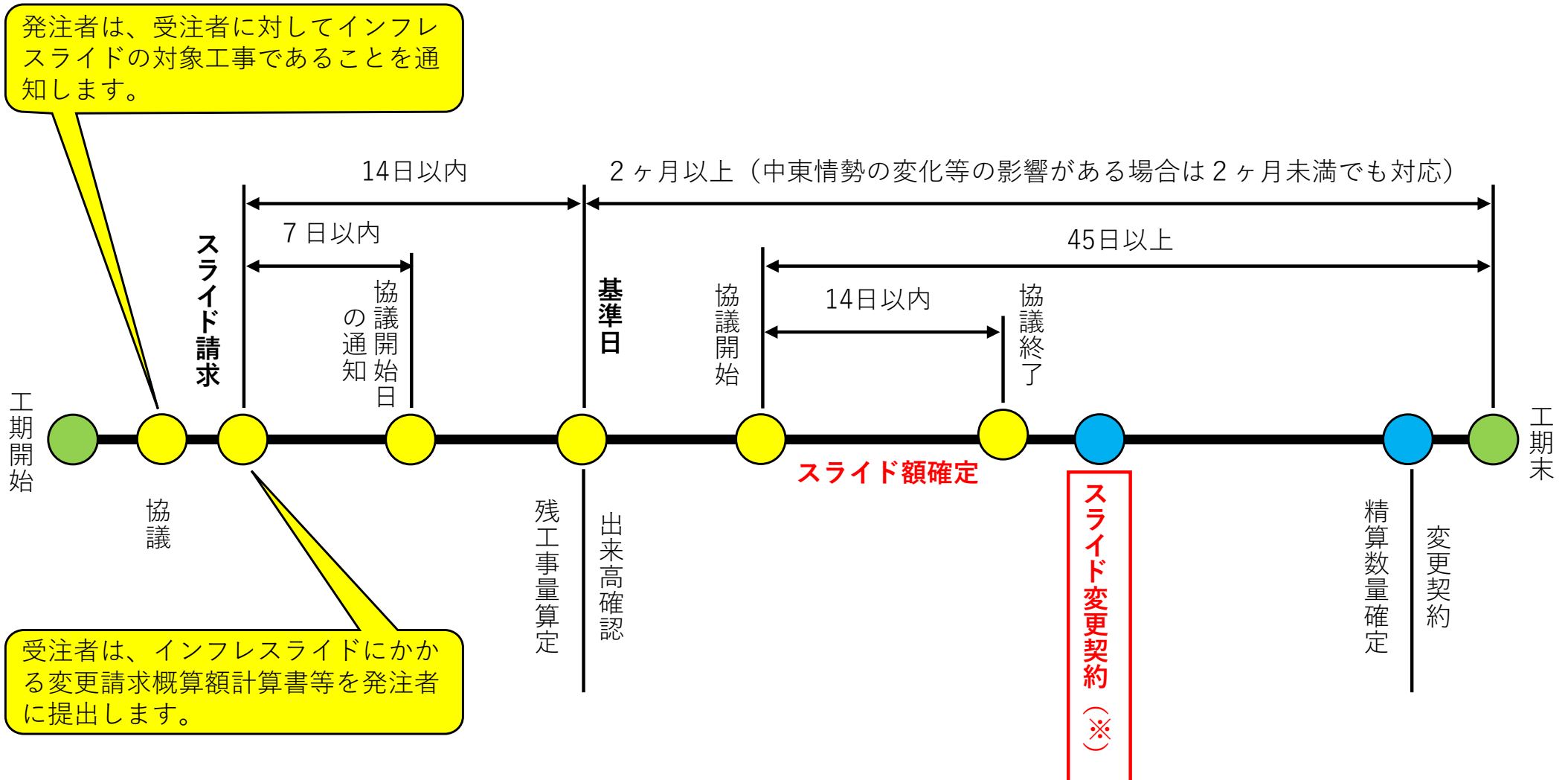
よくある質問

Q：他のスライドとの併用は？ A：単品スライドとの併用は可能

Q：複数回の請求は？ A：新たな賃金水準の変更があり、残工期が2ヶ月以上の場合は可能。同一の賃金水準変更期間内での請求は1回。

【インフレスライド】

インフレスライド条項の実施フロー



※スライド変更契約は、精算変更と合わせて行うことがあります。

(参考) 単品スライド、インフレスライドの違い

項目		単品スライド	インフレスライド
適用対象工事		全ての工事。ただし残工期が2ヶ月以上ある工事(※)	全ての工事。ただし残工期が2ヶ月以上ある工事(※)
条項の趣旨		特定の資材価格の急激な変動に対応する措置	急激な価格水準の変動に対応する措置
請負額変更の方法	対象	特定の資材(鋼材類、燃料油類等)部分払いを行った出来高部分を除く	基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等
	受注者の負担	対象工事費の1.0%	残工事費の1.0%
	再スライド	なし	可能

(※) 中東情勢の変化等の影響がある場合には2ヶ月未満でも柔軟に対応

手続き方法や必要書類については、工事担当の
監督員にご相談ください



幸せ上々、みやこのじょう

日本一の肉と焼酎、とっておきの自然と伝統